

会 議 録

会議の名称	第1回 本庄市議会議員政治倫理審査会
開催日時	令和7年4月23日(水) 午前10時33分から 午前11時25分まで
開催場所	全員協議会室
出席者	委員 山口委員、清水委員、門倉委員、巴委員、 高橋委員、金井委員、古澤委員、脇島委員 稗田議長 事務局 清水局長、岩崎副局長、荻野次長、木村係長、 西村主任
欠席者	
議題 (次第)	付託事項
配付資料	第1回 本庄市議会議員政治倫理審査会 次第 資料1 本庄市議会議員政治倫理審査会委員名簿 資料2 本庄市議会議員政治倫理条例、本庄市議会委員会 傍聴規程 資料3 本庄市議会議員政治倫理審査会 概要 資料4 今後のスケジュール(案) 審査請求書(写)(署名簿(写)は会議後回収) 証する資料(写) 令和6年第4回定例会第76号議案(写) 令和6年第4回定例会第76号議案資料(写)
その他特記事項	
主管課	議会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
清水局長	今日はお忙しいところ、ありがとうございます。 ただいまより、本庄市議会議員政治倫理審査会を開催させていただきます。進行を務めます議会事務局長の清水でございます。よろしく願いいたします。まず本日の資料につきまして、確認させていただきます。

	<p>あらかじめ配布させていただいたところでございますが、追加資料として机の上に置かせていただきました。</p> <p>まず、署名人名簿でございます。それから令和6年第4回定例会の第76号議案の議案書および関係資料でございます。なお、署名人名簿につきましては、本日の会議終了後、回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは初めに、第1回の審査会に先立ちまして、本庄市議会議員政治倫理条例第5条第3項において、委員は、議員のうちから7人以内、学識経験者のうちから3人を議長が指名することとなっておりますので、そちらに基づきまして、委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>私がお名前を申し上げますので、自席にて起立のうえ、議長から委嘱状をお受け取りください。よろしくお願いいたします。</p> <p>(委嘱状交付)</p>
清水局長	<p>それではまず、議長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
稗田議長	<p>改めまして、おはようございます。審査委員の皆様には大変お世話になります。今回審査をお願いするわけですが、解決に至るまでのご提言をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。挨拶とさせていただきます。</p>
清水局長	<p>続きまして、委員の皆様をご紹介します。恐れ入りますが、お席の順に自己紹介という形をお願いいたします。山口委員からお願いいたします。</p> <p>(各委員自己紹介)</p>
清水局長	<p>事務を担当します議会事務局の職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>(局長により紹介)</p>
清水局長	<p>続きまして、本審査会の会長の選出に移りたいと思います。</p> <p>条例第5条第4項は、「審査会は、委員の互選により会長及び副会長を置く。」とあります。まず会長1名の互選をお願いしたいと思いますが、皆様からご意見はございますでしょうか。</p>
巴委員	<p>清水静子委員を推薦します。</p>
清水局長	<p>他にご意見ありますか。</p> <p>(異議なし)</p>

清水局長	<p>意見なしということによろしいでしょうか。それでは、清水静子委員が会長に選出されたということになりますので、会長席に移動していただいて、まずご挨拶、それから今後の進行をお願いいたします。</p> <p>なお、この後の委員の皆様からのご発言については、挙手の上、会長の指名を待ってから発言されるよう、ご協力をお願いいたします。</p>
清水会長	<p>ただいま選任をいただきました清水静子でございます。平成 25 年に本庄市議会議員政治倫理条例ができて、初めての政治倫理審査会でございます。慎重に審査を進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、ここから審査会会長であります私が進行させていただきます。これより副会長 1 名の互選を行います。皆様いかがでしょうか。</p>
門倉委員	<p>古澤武さんをお願いしたいと思います。</p>
清水会長	<p>古澤委員とのご意見がございましたが、皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清水会長	<p>委員の互選により古澤委員が副会長に選任をされましたので、副会長の席に着いていただきまして、ご挨拶をお願いいたします。</p>
古澤委員	<p>先ほど皆さんから副会長ということで、ご推薦いただきました古澤です。よろしくお願いたします。</p>
清水会長	<p>次に、議長から付託書の提出となります。</p>
稗田議長	<p>審査付託書。本庄市議会議員政治倫理審査会会長、清水静子様、本庄市議会議員長、稗田平一郎。本庄市議会議員政治倫理条例第 6 条第 1 項に基づき、次の通り審査を付託いたします。どうぞよろしくお願いたします。</p>
清水会長	<p>それでは、議題に入ります。</p> <p>まずは、会議の公開・非公開についてですが、条例第 6 条第 5 項に「審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の同意を得たときは、これを非公開とすることができる。」と規定してございます。そのため、各回の審査会ごとに、会議の公開・非公開について確認をさせていただきます。本日の会議については、公開するというところによろしいでし</p>

様 式

	<p>ようか。</p> <p>(異議なし)</p>
清水会長	<p>はい、それでは審査会は公開といたします。</p> <p>続きまして、会議の記録について、個人情報とプライバシーに配慮して、会議概要として記録することよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清水会長	<p>はい。次に、会議の傍聴については、条例に傍聴に関する規定がないため、本庄市議会委員会傍聴規程を準用させていただきたいと思います。それよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清水会長	<p>なお、今回は本庄市議会委員会傍聴規程を準用し、傍聴者は3人とさせていただきましたが、記者枠は3人には含めない方向でよろしいでしょうか。ご意見をお願いいたします。</p> <p>(異議なし)</p>
清水会長	<p>それでは議事を進めますが、本日傍聴希望者はおられますでしょうか。事務局どうでしょうか。</p>
事務局	<p>傍聴はおります。</p>
清水会長	<p>それでは、会議を公開することとなりましたので、傍聴者の入室を許します。</p> <p>(傍聴者入室)</p>
清水会長	<p>傍聴の方に申し上げます。傍聴席においては、発言をしたり、議事について可否を表明したりすること、また写真撮影、録音等は禁止されておりますので、ご了解願います。携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、付託をされました件について審査を進めてまいります。まずは、本審議会の概要および想定されるスケジュールについて、事務局より説明をいたします。</p>
岩崎副局長	<p>(資料3に基づき説明)</p>

金井委員	質問よろしいですか。
清水会長	金井委員。
金井委員	<p>条例第6条、審査会の審査ですが、第3項が弁明の機会を設けなければならぬとあります。これは対象議員に対して、倫理基準、該当事実があると判断した場合には必須だと思うのですが、そもそも第2項かどうかわかりませんが、審査請求者から、必要な主張を裏付けるような疎明資料、証拠とは言わないまでも、ある程度、客観的事実であろうと思わせるような資料が提出されないのであれば、これは倫理基準に該当するという判断をするまでもありませんので、その場合まで、弁明の機会を与えなければならないという必要性はないように思えます。第6条第3項は、弁明の機会を求めなければならないというものは、常に設けなければならない趣旨であるのかどうかをまず明らかにしてください。</p> <p>質問の趣旨なのですが、議員については自由な調査活動と議場における自由な発言が保障されてなければ、民主制は、おぼつかないですし、実現できないと思いますので、陶片追放的な訴えで議員を審議会に呼び出して問い詰めるようなことをしては、それは民主制の過程に非常に悪影響を及ぼすと思われるので、議員を審議会に呼び出すのは必要最低限に留められるべきだと私は考えます。</p> <p>それが先ほどの質問の趣旨でございます。</p>
清水会長	それについて事務局いかがでしょうか。
清水局長	弁明の機会は、確かに対象議員に疑惑があるので弁明の機会というものをも求めることと認識しておりますので、そもそもそれが存在しないということであれば弁明の必要はないと考えております。
金井委員	承知いたしました。
清水会長	その点についてはよろしいでしょうか。 (異議なし)
清水会長	その後のスケジュールについて、事務局からお願いします。
岩崎副局長	(資料4をもとに説明)

様 式

清水会長	その点について、皆様から何かありますか。
金井委員	先ほどの質問と関係するのですが、第2回の括弧1で審査請求または関係人の事情聴取を行う、これは結構なのですが、括弧2の審査対象議員の事情聴取、弁明を行うということなのですが、この前にそもそも審査対象議員の事情聴取、弁明をする必要があるかどうかという審議をこの間に挟んでいただければよろしいかと思えます。
清水会長	事務局、いかがかでしょうか。
清水局長	金井委員からご提案がありましたので、次回あるいは今回、審査対象議員の弁明の機会を与えることが必要なかどうかということをご協議いただいて、必要があれば次回出席を求めます。必要がないということであれば、出席を求めないということ判断をさせていただきたいと思えます。
金井委員	審査対象議員の事情聴取、弁明の必要性があるかどうかというのは、審査請求者から新たな証拠資料、疎明資料が提出されるかどうか、その内容によって変わってくると思えますので、今日の時点で審査対象議員の事情聴取、弁明等の必要性の有無を判断することはちょっとできないかと思えます。一応、控え室まで来ていただいて、その上で出席していただくかどうかを当日判断すればよろしいのではないかと思えますがいかがでしょうか。
清水会長	皆様どうでしょうか。よろしいでしょうか。
門倉委員	そもそも条例第6条、審査会の審査を見ますと、審査会は議長から審査を付託されたときは、当該事案の適否及び存否について審査を行うということですから、まずこれが第1ですので、適否・存否がないよという結論が出てしまえば、その後に進む必要はないと確かに私も考えます。
清水会長	このようなご意見がございしますが、いかがでしょうか。
高橋委員	先ほど議長の方から諮問を受けたわけなのですが、何をどうというような、こういうことで諮問を受けましたというのがなかった。それが本当に疑惑としてあるのかないかということが、この中の資料で、読みとれるかどうかですよね、証拠書類で。本当にそういった事実がどうなのかということ、確認のために呼ぶわけだから、まずそれがこの中で本当にこれは事実かどうかというのを確認というかな、そんなことなかったって言われ

協島委員	<p>ることかも知れないし。その辺がどうなのだろうなと思って。まず何をどう、私達は審査するのかという根本的なことを話し合っ、それから、この証拠書類が、適切なのかどうかって、これを認めるならば、本当に事実かどうかという確認のために呼ぶということかなと思うんですけど。どうなんだろう。審査会を開いたのだけど、何をどうしてっていうのは議長の諮問の内容というのが明らかにされなかったわけですね。</p> <p>資料はたくさんいただいていますけど。口頭でこういうことに対して諮問をしますので、委員の皆さん審議してくださいということが、抜けていたかなと思って。証拠書類としてはこれがありますけど、これを審査して、これでは不十分だから、当該議員を呼んで明らかにするということか、そういう形かなと思ったのだけど。</p> <p>今のご意見、スケジュールの話で、中身の話まで入って行って恐縮なのですけれども。</p> <p>そもそもなのですけれども、この審査請求で求めているのが、どこを問題とされているのかが私には分からなくてですね、そのご主張ですね、求めている方の。先ほど金井委員がおっしゃったように、議員の議決権というものは、これは議員の自立的な判断でなければならないですし、そのこの可否というのは、これはもちろん選挙を通じて、選挙民が判断する話ですから、この議決行動を変えたということ自体が審査ではないと思うのです。請求者がおっしゃってるのが本庄デパートメントに対して、接触して、どのような条件等を提示したのか、どのような提案等があったのか明らかにする必要があるというご主張で今回請求されているんですけど、何があったっていう、それがなぜこの条例のどこに引っかかるのかっていうのをまず明らかにしていただかないと、そもそもこれ、対象にすらならないと思うのです。</p> <p>ですから、そこで対象になるとなると初めてそういった事実があったという証拠をつけていただく話になるので、釈明といいますか、付託をいただく前に本来は釈明があるべきだったのかなという気がするのです。</p> <p>ですから、スケジュールとしてどうするのか、これが倫理違反に当たるといふ事案の適否の判断のために、審査請求をされた方に、その辺のその補充主張をしていただく機会みたいのを設けて、その上で適否を判断するとか、そういう機会を設ける、そういう流れにするかどうかというところかなというふうには私個人としては思っております。</p>
高橋委員	<p>さっきおっしゃったように、何をどう審議するのか、何が疑惑なのかということがはっきりされてないと。ただね、確かに議員は自由な発言でいろいろ民主的な活動は認められていますけど、それに違反したんじゃないって、条</p>

<p>金井委員</p>	<p>例第3条の倫理基準なのです。第2号の市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをしないこと、ある特定の企業に有利な取り計らいをしたんじゃないかというところが疑惑を持たれていて、そこをはっきりしないと。民主的な活動、発言は自由じゃないかと、それはもちろん自由なのですが、その辺のところをきちんと何を審議する会なのかということをはっきり明らかにしないと、少し混乱するかなと思います。</p> <p>発言の自由だし、反対が賛成に回ったという、それを問題にしているのではなくて、特定の企業に有利に働きかけをしたという、そこなんですよ。</p> <p>私も争点はそこになると認識しております。審査請求書と証拠資料ですが、資料は、これ議事録ですよ。これが裏付けの資料として提出されているのですが、これだけでは、その働きかけがあったかどうかはそもそも分からない。せめて働きかけがあったらしいという程度の疎明資料は提出していただければ、これはそもそも意味がない。審議をする意味がないです。</p> <p>議員に対する不当な圧力になると思いますので、そこは慎重にならなければいけないと考えております。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>不当な圧力でなくて、事実確認ですよ。本当にそういうことがあったのかどうかという、そこが一番大事なのかなと思います。</p> <p>それによって、採決のときに有利に働きかけをしたという、そこに疑惑を生じていて、疑念を持っているということになります。</p>
<p>金井委員</p>	<p>疑惑を感じていらっしゃるというのは分かるのですが、あくまでこれは抽象的な疑惑にすぎません。全く具体性のない疑惑のレベルにとどまっていると思います。事情聴取をして、単なる抽象的な疑惑でなくて、ある程度具体的な疑惑であると確認できてあればその後の手続きに進めばよろしいかと思えます。</p>
<p>清水会長</p>	<p>その点に関してのご意見は。</p>
<p>脇島委員</p>	<p>私も金井先生とおそらく同じ話をするのですが、疑惑、疑惑って、その疑惑が何なのかが分からないのです。まず特定されてない、しかも今回事務局から出していただいた資料だと、おそらく3社の中から1社を選ぶという話で、どこを選んでも特定の企業に有利になる話なのです。どこかを選ばなければいけないので。そうすると、この疑惑というところが、この会社を選んだこと自体が疑惑であるはずはなくて、そうすると、その会社から何らかの</p>

<p>山口委員</p>	<p>不正な働きかけはこの議員にあったとか、そういう話でなければいけないと思うのですが、それが何なのか特定いただかないと、何を主張しているのか、そこを特定いただかないのであれば、確かに私は、門前払いというか適否すらないということでもいいのではないかと思います。</p> <p>その辺のことでお聞きしたいのですけれども。実際にその業者と会った、会わないっていうのもまだはっきりしてないのです。会ったって言ったのですけど。最初的时候にはお電話をして確認してその業者に会った、次のときは、議会に来るときに、そこを会社を覗き込んだらいた、それで寄ってお話したっていうことをお話しているのです。</p> <p>これは実際にその業者とお会いしている、お会いしてないっていう確認は、しなければいけないのかなと私は思っているのですが、その辺はどう思っているのかを教えてくださいたいと思います。</p>
<p>脇島委員</p>	<p>先ほど金井委員がおっしゃっていたと思うのですが、議員には一般的な調査権限がありますし、今回の議事録を拝見いたしますと堀口議員は元々は反対していたけれども業者と会って、業者の何か運営能力みたいな、地域との交流でしたか、何かその能力を確認をして賛成に回ったんだと。これは私は議員としての一般的な調査の範囲内であって、会うこと自体が、この条例に、倫理に反するとは思えないのですけれども。</p> <p>そうでなければ、もし業者に個別に調査をするということ自体が禁止されるのであれば、行政から出された資料に基づく判断しかできないって話になるのですが、議員の活動範囲がそんな狭い話なわけではなくて、一般的な調査として、この業者の遂行能力だとか、それを調査すること自体は認められますし、それが例え委員会採決の後だろうが何だろうが、それは本会議で適正な採決をするために調査をしましたというのは、適正な議員の活動の範囲内、そこ自体が倫理に反するとは思えないと思うのです。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>採決の後に行って、約束を取り付けたから賛成に回ったというところが問題だと思うのです。約束したために、反対から賛成に回ったという、そこなのですよね。それも 10 対 10 で賛否同数だったのです。議長判断で可決になったのですけど。これ請負金額、指定管理料も 8700 万ということで、駐輪場含めたら、5 年間で 2 億近い金額は、1 人の採決の判断によって違ってくるという、そこもあるのです。金額云々じゃないかも分かりませんが、その第 1 候補の企業さんの事業所に行って、約束したので反対から賛成に回ったと。そこが本当に議員として良かったのかという、そこです。</p>

金井委員	<p>約束約束とおっしゃいますけれど、会議録3ページに約束という言葉が書いてあるのですが、約束というのは、地域とのコミュニケーションについてそれをやりますという約束ですね、これは約束といっても、議員と業者との間、1対1の約束ではなくて、これは本庄市に対する誓約みたいなものだと思うのです。</p> <p>だからあの約束という文言にとらわれすぎるのはあまり意味がないかと思えます。</p>
脇島委員	<p>1票でひっくり返ったっていうのは、それはまさに議決なんじゃないですか。ですからそこも別に倫理の、今回倫理なのであくまでも。その投票行動でその議決内容がどうだったかというのはまさにその議会の中で議論していただければいい話で、今回、倫理なので、そこも倫理違反というところは違うかなと思います。</p>
清水局長	<p>今いろいろご意見をいただきましたので、今後の進め方を含めて確認させていただきたいと思えます。今回、審査請求については具体性のない疑惑であるというご意見がございました。この具体性のない抽象的な疑惑を補完するといえますか、具体的なものとして証明するような証拠書類、あるいは事情聴取による証言などがあるのかないのか等確認しないと、今回の審査請求の適否さえ判断ができないとうご意見だったかと思えます。</p> <p>そうしますと、そういった追加での書類・資料、あるいは審査請求者に出席を求めて事情聴取をするということが必要になってくるのかと思えますので、次回そのような手続きを踏むということによろしいでしょうか。会長、お諮りをお願いいたします。</p>
清水会長	<p>それでは、皆様からのご意見もいただきまして、今、局長の方から今後のスケジュールということでお話があったかと思えますが、審査請求をされた方を呼んで、どういったところに疑惑があるのかということも含めて、お聞きをする、事情聴取をするというスケジュールにしたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。そこで適否を判断をするということによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清水会長	<p>はい。それでは、次に今後の予定でございますが、先ほどのスケジュールとは少し変わってくると思えますが、第2回の会議を行いまして、審査結果報告書を議長に提出したいと考えておりますので、事務局より説明をお願いいたします。</p>

<p>岩崎副局長</p>	<p>それでは、今お話しのございました審査請求人を呼んでこちらのほうで第2回を開催するという形になります。あらかじめ事務局のほうで、各委員の皆様のご予定を伺っておりますので、現段階で可能な日程を申し上げます。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>(「今日より時間かかるよね」の声)</p>
<p>岩崎副局長</p>	<p>今日よりは時間がかかることが想定されます。</p> <p>審査請求人にお話を伺うという形になりますので。</p>
<p>清水局長</p>	<p>ご意見いただきましたのは、次回に審査請求者の事情聴取を用意させていただきます。その結果によっては、弁明の機会の付与も必要になるかもしれませんので、対象議員も待機を求めようと思っております。その他に事情聴取、あるいはご意見を伺う対象者というものがいらっしゃらなければ、そのお二方に調整をさせていただきます。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>お二方だけではなくて、相手の事業者の方は呼びできないのですか。</p>
<p>清水局長</p>	<p>関係人ということで、呼びすることはできます。この審査会で必要ということでご判断いただければ呼びできます。ただ、ご協力をいただけるかどうかというところです。</p>
<p>清水会長</p>	<p>では関係の方のご出席を求めることについては、皆様どうでしょうか。</p>
<p>金井委員</p>	<p>それも次回の審査請求人の事情聴取の結果に応じて判断すればよろしいかと思えます。呼ぶとしたら第3回ということでよろしいのではないかと思えます。</p>
<p>脇島委員</p>	<p>私も金井先生と同じ意見です。というのも、やはり本庄デパートメントから不正な働きかけがあったということが具体的にされない限りは、これただ単に市民を巻き込むだけの話になるかと思えますので。審査請求者からそこが具体的に出てくるかどうか次第で判断するべきではないかと思えます。</p>
<p>清水会長</p>	<p>どうでしょうか。そうしましたら第2回の審査会の後に判断をするということでもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

様 式

清水会長	<p>それでは日程についてですが、事情聴取をする方々に予定をお伺いをした上で、決まり次第、第2回、第3回についての日程、また皆様にご報告を申し上げたいと存じますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、閉会を古澤副会長よりお願いをいたします。</p>
古澤副会長	<p>以上で、第1回本庄市議会議員政治倫理審査会を終了させていただきたいと思っております。今日はどうもご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>